

三次市教育委員会告示第12号

三次市児童生徒安全確保緊急メール事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年7月14日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市児童生徒安全確保緊急メール事業実施要綱を廃止する告示

三次市児童生徒安全確保緊急メール事業実施要綱（平成25年三次市教育委員会告示第15号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年7月14日から施行する。